

# 居宅介護支援重要事項説明書(令和6年6月1日現在)

## 1. 法人の概要

法人種別・名称 医療法人 厚生会  
代表者役職・氏名 理事長 渡邊 浄司  
所在地 鳥取県米子市彦名町1250番地  
電話番号 0859-24-1501

## 2. 居宅介護支援事業所 ケアプランナーひこな の概要

### (1) 居宅介護支援事業者の指定番号およびサービス提供地域

事業所名	ケアプランナーひこな
所在地	鳥取県米子市彦名町1250番地
電話番号及びFAX	電話番号 0859-24-7277 FAX 0859-21-5551
介護保険指定番号	居宅介護支援(鳥取県 第3170200608号)
サービスを提供する地域	米子市

※ 上記地域以外の方でもご希望の方はご相談ください。

### (2) 同事業所の職員体制

	業務内容	計	他資格	取得人数
管理者(1名)	居宅介護支援業務	常勤4名	主任介護支援専門員	1名
介護支援専門員			介護福祉士	4名
			社会福祉士	2名

### (3) 営業時間

午前 8時30分 ~ 午後 5時30分

※ 土曜日の訪問を希望される場合は、予めご相談ください  
休業日 土、日曜日、国民の祝日、年末年始(12月29日~1月3日)  
(緊急の場合は、24時間電話にて対応します。TEL 0859-24-7277)

## 3. 利用料金

### (1) 利用料

要介護認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付されるので、自己負担はありません。

※ 保険料の滞納等により、保険給付金が直接事業者を支払われない場合、1ヶ月につき下記の金額をいただき、当事業所からサービス提供証明書を発行いたします。このサービス提供証明書を後日各市町村の窓口に提出されますと全額払戻しを受けられます。

#### 基本部分(1月につき)

要介護 1・2 の方	10,860円
要介護 3・4・5 の方	14,110円

#### 加算部分

初回加算	3,000円	
特定事業所加算(Ⅰ)	5,190円	(1月につき)
特定事業所加算(Ⅱ)	4,210円	(1月につき)
特定事業所加算(Ⅲ)	3,230円	(1月につき)
特定事業所加算(A)	1,140円	(1月につき)
特定事業所医療介護連携加算	1,250円	(1月につき)
入院時情報連携加算(Ⅰ)	2,500円	
入院時情報連携加算(Ⅱ)	2,000円	
退院・退所加算(Ⅰ)イ	4,500円	
退院・退所加算(Ⅰ)ロ	6,000円	
退院・退所加算(Ⅱ)イ	6,000円	
退院・退所加算(Ⅱ)ロ	7,500円	
退院・退所加算(Ⅲ)	9,000円	
通院時情報連携加算	500円	(1月につき)
緊急時等居宅カンファレス加算	2,000円	
ターミナルケアマネジメント加算	4,000円	

#### (2) 交通費

前記2の(1)のサービスを提供する地域にお住いの方は無料です。  
それ以外の地域の方は、介護支援専門員がおたずねするための交通費の実費負担をお願いする場合があります。

#### (3) 解約料

ご利用者はいつでも契約を解約することができます。一切料金はかかりません。

#### 4. サービスの利用方法

##### (1) サービスの利用開始

まずは、お電話等でお申し込みください。当事業所職員がお伺いいたします。  
契約を締結した後、サービスの提供を開始します。

##### (2) サービスの終了

###### ① ご利用者のご都合でサービスを終了する場合

文書でお申し出くださればいつでも解約できます。

###### ② 当事業所の都合でサービスを終了する場合

人員不足等のやむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了1ヶ月前までに文書で通知するとともに、地域の他の居宅介護支援事業者をご紹介いたします。

###### ③ 自動終了

以下の場合は、双方の通知が無くても自動的にサービスを終了いたします。

- ・ ご利用者が介護保険施設に入所した場合。
- ・ 介護保険給付でサービスを受けていたご利用者の要介護認定区分が、非該当(自立)、又は要支援と認定された場合。

\* この場合、条件を変更して再度契約することができます。

- ・ ご利用者がお亡くなりになった場合。

④ その他

ご利用者又はご家族などが当事業所や当事業所の介護支援専門員に対して本契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより即座にサービスを終了させていただく場合がございます。

5. 当事業所の居宅介護支援の特徴等

(1) 運営の方針

ご利用者の皆様の意思を尊重し、適正な介護保険サービスをご利用いただくためのお手伝いをいたします。また、地域に根ざし、開かれた居宅介護支援事業を行います。

(2) 居宅介護支援の実施概要等

介護支援専門員がご相談のうえ利用希望者の方の状態を調査させていただき、必要な介護保険等のサービス計画書を作成します。

事業所は、特定事業所加算Ⅱを実施する事業所として以下の内容を実施しています。

- ①主任介護支援専門員を配置しています。
- ②常勤かつ専従の介護支援専門員を3名以上配置しています。
- ③利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的を開催しています。
- ④24時間の連絡体制を確保しています。
- ⑤事業所に属する介護支援専門員に対して計画的に研修を実施しています。
- ⑥地域包括支援センターから支援が困難な事例を紹介された場合においても、指定居宅介護支援を提供します。
- ⑦家族に対する介護等を日常的に行っている児童や、障害者、生活困窮者、難病患者等、高齢者以外の対象者への支援に関する知識等に関する事例検討会、研修等に参加しています。
- ⑧特定事業所集中減算の適用を受けていません。
- ⑨介護支援専門員1人当たりの利用者の平均件数が45件未満としています。
- ⑩介護支援専門員実務研修における科目等に協力又は協力体制を確保しています。
- ⑪他の法人が運営する指定居宅介護支援事業所と共同で事例検討会、研修会等を実施しています。
- ⑫必要に応じて、多様な主体により提供される利用者の日常生活全般を支援するサービスが包括的に提供されるような居宅サービス計画を作成します。

(3) その他

利用者やその家族に対して、利用者はケアプランに位置付ける居宅サービス事業所について、複数の事業所の紹介を求めることができます。又、当該事業所をケアプランに位置付けた理由を求められます。

提供の開始に際し、前6月間において作成された居宅サービス計画の総数のうちに、訪問介護・通所介護・福祉用具貸与及び地域密着型通所介護のサービスにおいて、各事業所の占める割合についてご説明します。

6. サービス内容に関する苦情

(1) 当事業所の相談・苦情窓口

当事業所の居宅介護支援に関するご相談・苦情および居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについてのご相談・苦情を承ります。

また、申出人からの苦情等に対し誠意を持って話し合いに臨み、苦情解決を円滑・円満に図ります。

- |                   |    |              |
|-------------------|----|--------------|
| ○ケアプランナーひこな 管理者   | 電話 | 0859-24-7277 |
| ○医療法人 厚生会 介護福祉事業部 | 電話 | 0859-24-1501 |

7. 業務継続計画

感染症や非常災害の発生時において、サービス提供を継続的に実施するための整備を行っております。

8. 虐待防止のための措置

利用者の人権の擁護、虐待の防止等のための指針を整備するとともに、必要な体制の整備を行い、従業者に対し研修を実施する等の措置を講じます。

9. 第三者評価の実施について

第三者評価の実施の有無	有 ・ <input checked="" type="radio"/> 無
実施した直近の年月日	令和 年 月 日
実施した評価機関の名称	
評価結果の開示状況	有 ・ 無

(2) 当事業所以外の相談・苦情窓口

① 鳥取県

○鳥取県国民健康保険団体連合会介護保険室 電話 0857-20-2100

② お手持ちの介護保険証を発行された各市町村(近隣の番号は下記となっております)

- 米子市長寿社会課介護保険係 電話 0859-23-5157
- 境港市長寿社会課介護保険係 電話 0859-47-1038
- 西伯郡伯耆町健康対策課 電話 0859-68-5535
- 西伯郡大山町福祉介護課 電話 0859-54-5207
- 日吉津村福祉健康課 電話 0859-27-5952
- 南部町健康対策課 電話 0859-66-5524
- 日南町福祉保健課 電話 0859-82-0374
- 日野町健康福祉課 電話 0859-72-0334
- 江府町福祉保健課 電話 0859-75-6111

定款の目的に定めた事業

1. 米子中海クリニック
2. 指定介護老人保健施設あわしま
3. 指定居宅介護支援事業
4. 指定地域包括支援センター
5. 指定訪問看護事業
6. 指定地域密着型通所介護
7. 指定短期入所療養介護事業
8. 指定通所リハビリテーション
9. 指定認知症対応型共同生活介護

平成18年 4月 1日改正  
平成18年 6月 1日改正  
平成19年 8月 1日改正  
平成20年 2月 1日改正  
平成21年 4月 1日改正  
平成22年 4月 1日改正  
平成22年 5月 1日改正  
平成23年 2月16日改正  
平成24年 1月 1日改正  
平成24年 4月 1日改正  
平成25年 4月 1日改正  
平成26年 3月 1日改正  
平成26年 4月 1日改正  
平成26年11月 1日改正  
平成27年 4月 1日改正  
平成27年 9月 1日改正  
平成29年 4月 1日改正  
平成30年 4月 1日改正  
平成30年11月 1日改正  
平成30年12月 1日改正  
平成31年 1月 1日改正  
平成31年 2月 1日改正  
令和 元年 5月 1日改正  
令和 元年 9月 1日改正  
令和 元年10月 1日改定  
令和 2年 3月 1日改定  
令和 2年 5月11日改定  
令和 2年 6月 1日改定  
令和 2年12月 1日改定  
令和 3年 4月 1日改定  
令和 3年 7月 1日改定  
令和 4年 7月 1日改定  
令和 4年10月 1日改定  
令和 5年 4月 1日改定  
令和 5年 9月21日改定  
令和 5年11月 1日改定  
令和 6年 2月 1日改定  
令和 6年 4月 1日改定  
令和 6年 6月 1日改定